

子供政策総合推進本部設置要綱

令和4年4月27日
4子子企第128号
知事決定
改正 令和5年4月10日
5子総総第19号
改正 令和5年6月30日
5子総総第177号

(設置)

第1条 都政の政策全般を子供目線で捉え直し、子供政策を総合的に推進するため、子供政策総合推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 東京都の子供に関する施策の総合的な推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に定める者をもって充てる。本部員のうち子供政策連携室長を筆頭本部員とする。

(推進本部の運営)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、推進本部の開催に当たっては、副本部長のほか、案件に応じ、別表の本部員のうち、必要な者を招集する。
- 3 本部長は、推進本部の目的を達成するために必要があると認めるときは、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 筆頭本部員は、本部長の命を受け、各局と連携し政策推進の調整等を行う。

(子供政策連携推進チーム)

第5条 子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題等に対し、分野横断的な視点に立って機動的に取組を推進するため、推進本部の下に、「子供政策連携推進チーム」(以下「チーム」という。)を設置する。

- 2 チームのリーダーは、筆頭本部員である子供政策連携室長の職にある者をもって充てる。
- 3 チームの会議は、リーダーが招集する。
- 4 リーダーは、検討テーマ毎に応じて、必要なメンバーを招集し、会議を開催することができる。
- 5 リーダーは、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営と、推進本部で提起された子供政策の着実な推進を図るため、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事は、本部長が指名する、原則として部長級職員とする。
- 3 幹事会には、幹事の中から本部長が指名する幹事長を置くことができる。
- 4 幹事会は幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、検討事項に応じ一部の幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局を、子供政策連携室に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 (4子子企第128号)

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

附 則 (5子総総第19号)

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

附 則 (5子総総第177号)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表 子供政策総合推進本部員

	職名
本部長	知事
副本部長	副知事、教育長
本部員	◎子供政策連携室長 東京都技監 政策企画局長 スタートアップ・国際金融都市戦略室長 総務局長 財務局長 デジタルサービス局長 主税局長 生活文化スポーツ局長 都市整備局長 住宅政策本部長 環境局長 福祉局長 保健医療局長 産業労働局長 中央卸売市場長 建設局長 港湾局長 会計管理局長 交通局長 水道局長 下水道局長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査事務局長 労働委員会事務局長 収用委員会事務局長 警視庁生活安全部長 消防総監

注1) ◎筆頭本部員

注2) 東京都技監が本部員である局長を兼務する場合は、兼務する局長としての立場においても本部員となる。